



『子ども・子育て支援新制度』がはじまります!



新制度シンボルマーク
内閣府・文部科学省・厚生労働省



子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指し、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。市では、新制度のスタートに合わせて、幼児期の教育・保育の充実に取り組んでいきます。

新制度における教育・保育の体系

幼稚園 3～5歳	幼児期の教育を行う学校
保育所 0～5歳	就労などのため家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設
認定こども園 0～5歳	幼稚園+保育所 教育と保育を一体的に行う施設
地域型保育 0～2歳	家庭的保育(保育ママ) 定員5人以下の保育 小規模保育 定員6～19人の保育 事業所内保育 会社の事業所内保育施設など 居宅訪問型保育 障害・疾病など、個別のケアが必要な場合、保護者の自宅で1対1で保育を実施

新制度で何がかわる
新制度では、3つの認定区分(下表参照)に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が決まります。入所の手続きの流れはこれまでと大きく変わりませんが、保育所入所申込の際、「支給認定申請書」を提出し、新たに保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。

保育認定の判断基準

保育所などで保育を希望する場合、保育認定(2号・3号)に当たっては、次の3点が考慮されます。

- 1 保育を必要とする事由
就労フルタイム、パートタイム、夜間などすべての就労(妊娠、出産)
保護者の疾病、障がい
同居が長期入院などしている
- 2 保育の必要量
1の「就労」などが理由の場合、次のいずれかに区分されます。
A 「保育標準時間」利用:フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
B 「保育短時間」利用:パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)
3 「優先利用」への該当の有無
ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合などは、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。ただし、入所を保障するものではありません。

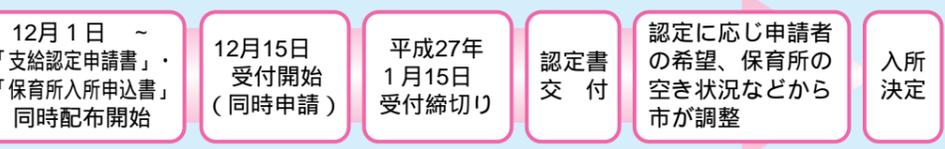
1号認定...教育標準時間認定 () 3歳以上で幼稚園などを希望 (利用先...幼稚園、認定こども園)
2号認定...3歳以上・保育認定 (利用先...保育所、認定こども園)
3号認定...3歳未満・保育認定 (利用先...保育所、認定こども園、地域型保育)

平成27年度の市内幼稚園の認定手続きはありません。

親族の介護・看護
災害復旧
求職活動(起業準備を含む)
就学(職業訓練校などを含まむ)
虐待やDVの恐れがあること
育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
その他、に類する状態として市が認める場合

平成27年度保育所の入所申請スケジュール

対象 平成27年4月から新規に保育所の入所を希望する方
入所申込書の配布 12月1日 から市内各保育所、児童課、五日市出張所で配布します。
受付日時 12月15日 から平成27年1月15日 まで。平日午前8時30分～午後5時(平成27年1月14日 は児童課のみ午後8時まで受付)
提出先 児童課、五日市出張所
選考基準により優先順位を決定し、利用者の各保育所への振り分けを行います。
市外の保育所を希望される方は、保育所の所在する区市町村の申込み期限前までに手続きをする必要があります。申込み期限を確認の上、早めにご相談ください。
保育料 新制度における保育料は、国が今後定める基準の範囲内で市が決定します。



その他 現在保育所に入所中で4月以降も入所の継続を希望する方
・市内保育所の継続...12月1日 から入所保育所を通じて「家庭状況調査書」を配布します。平成27年1月30日 までに提出してください。
・市外保育所の継続...11月10日 から「家庭状況調査書」を送付します。12月19日 までに提出してください。

世帯と人口	平成26年10月1日現在
	世帯 34,218世帯
	人口 81,809人(前月比 24人減)
	男 40,836人 女 40,973人

11月の市民相談(予約制)

市役所
相続・遺言など暮らしの手続相談...7日
税務相談...10日
法律相談...11日・25日
交通事故相談...12日
登記相談...21日
行政相談...26日
五日市出張所
法律相談...6日
人権身の上相談...28日
時間 午後1時30分～4時30分
予約 法律相談は、相談日の7日前の午前8時30分から電話で受け付けます。その他の相談は、随時受け付けます。
予約・問合せ 市民課市民相談窓口係
(直通558-1216)

幼稚園児募集 平成27年度の市内幼稚園の入園手続きは、今までと変わりません。また、「支給認定」の申請は、必要ありません(平成28年度以降は、未定です)。願書配布 10月15日(水)願書受付 11月1日(土)詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。